

公立大学法人 長野大学
平成 29 年度年度計画



◆ 目 次

<重点取組事項>	P1
第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	P1
1 年度計画の期間	
2 教育研究上の基本組織	
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	P1～P7
1 教育に関する目標を達成するための措置 (P1～P5)	
2 研究に関する目標を達成するための措置 (P5)	
3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置 (P5～P6)	
4 国際交流に関する目標を達成するための措置 (P6～P7)	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	P7～P8
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P7)	
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (P7)	
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P7～P8)	
4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P8)	
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	P8～P9
1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置 (P8)	
2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P8)	
3 経費削減に関する目標を達成するための措置 (P9)	
4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P9)	
第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	P9
1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	
2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	
第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	P9～P10
1 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P9)	
2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置 (P9～P10)	
3 安全管理に関する目標を達成するための措置 (P10)	
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 (P10)	
第7 予算	P10～P11
1 予算 (平成29年度)	
第8 短期借入金の限度額	P11
1 限度額	
2 想定される理由	
第9 重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画	P11
第10 剰余金の使途	P11
第11 施設・設備に関する計画	P11
第12 人事に関する計画	P12
第13 積立金の使途	P12
第14 その他法人の業務運営に関し必要な事項	P12

＜重点取組事項＞

第1期中期計画で定めた重点事項に基づき、平成29年度計画の重点取組事項を以下のとおりとする。

【教育】

教養教育と専門教育、地域協働型教育を教育の柱に据え、この地に生きる、教養ある職業人(新たな地域の創造に寄与する人材)を育成する。

【研究】

地域を研究の主題とする大学を目指し、教員は、様々な課題に地域と協働で取り組み、研究成果を作り出す。

そのために、科学研究費補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金への応募にあたっての研究支援体制を整備するとともに、会議の回数削減や時間短縮等の負担軽減策など研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」や、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指し、「地域づくり総合センター」を創設する。

【大学運営の改善】

法人組織を強化するために、財務体質の強化、学外関係組織との渉外、大学改革に必要な学内外の情報収集・分析に取り組む「総合戦略室」を新たに設ける。また、学内委員に学外有識者委員を加えた「改革検討委員会」を設置し、時代や社会に求められる学部・学科編成設置に向けた検討を行う。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

改組・転換の検討を開始する。

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

学生自身が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明解に言語表現できる能力を効果的に養成するために、1年次から展開している対話的討論を基本とした少人数講義やゼミナールの見直しや課題の整理を、他大学の事例調査も交えながら行う。

また、地域や組織のなかで、リーダーシップが発揮できる高い専門性と問題解決能力を持った人材を育成するために学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた専門教育を展開できているかを、点検し適宜改善する。

これに加え、地域課題の解決に役立つ多面的・総合的な知識を共に創ることができる力を育成するため、ゼミナールなどにおいて、地域や企業、組織の課題解決に関わる地域協働型の教育活動を、3件を目標に実施する。

国際社会で活躍できる人材を育成するため、本学における国際教養の方針の策定に向けた検討を行うと共に、「外国語教育(英語、中国語)」の教育内容やクラス編成(レベル)を見直すなど語学教育の強化に向けた検討を行う。

地域社会、国際社会で活躍できる人材を育成するために必要な科目を設けるなど、教養教育を中心として、カリキュラムの検討を行う。

イ 授業内容の改善

FD活動の一環として、教員の教育活動に対する自己点検と相互研さんの場である「教育実践交流広場」を定期的に実施する。

学生による授業評価アンケート(年2回)を実施し、評価内容を公表するとともに、PDCAマネジメントサイクルによる授業内容の改善を図る。

また、成績評価システム(GPA)を導入し、平成30年度に学生への影響や問題点の洗い出しなどを行う。これに加え、平成32年度の履修系統図、ナンバリングの導入に向け、他大学の情報を収集するとともに、各学部のカリキュラムの見直し状況をふまえ素案作成に向けた準備を行う。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

(ア) 教員の採用

定年退職等による欠員補充を行う教員採用計画を策定し、その計画に基づき、人事委員会における厳正な審査によって採用を行う。

平成30年4月1日採用予定教員数	6人
学部別内訳： 社会福祉学部	2人
環境ソーリズム学部	1人
企業情報学部	3人

(イ) 教員の評価

教員の意識改革と教育研究活動の活性化を図るため、新規採用時、任期を迎える時期、昇任時に教員評価を行う。

新規採用教員については、任期制での任用を行い、在任期間中の業績により、任期の更新やテニユアの取得についての審査を行う。

すべての教員は、1年間の業績(主に研究業績)について、1月末日までに業績書の更新を行い、所属長は当該業績書を評価する。

優れた教育活動、研究活動、地域貢献活動を行った教員を評価し、研究費等で奨励する。

(ウ) 教員の資質向上

すべての教員は、更新された業績書により、自己評価を行い、次年度に向けた研究計画を立案する。

FDをも含めた研究推進活動として、研究交流広場を開催し、異なる専門分野の研究者との積極的な意見交換を促進する。

FD活動の一環として、教育実践交流広場を開催し、優れた教育実践について教員が相互研鑽する。

授業評価アンケートを Semester ごとに行い、結果の分析・評価を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) スチューデントアシスタント(SA)制度の実施状況を点検すると共に、他大学の運用状況を調査し、制度の見直しと充実を図る。

(イ) 高校訪問や高校教員説明会等で集約した要望や意見、地元経済界、自治体、活動団体などからの要望や意見を参考に、社会や学生のニーズに合ったカリキュラムの見直しを検討する。

(ウ) キャンパスミーティングの実施

キャンパスミーティングを年2回開催して、学生の要望や意見を聴取し、教育環境の整備に努める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

教職員、学生相談室、保健室及び医療機関が連携して学生を支援する体制を構築し、学生のメンタルを含む健康状況の把握と心身の健康の保持を図る。

(イ) 学修支援

新入生の大学への適応が円滑に進むよう、年度当初のガイダンスやオリエンテーションでの履修指導の充実を図る。在学生にはアドバイザー(担任制)が授業への出席状況及び単位修得状況を把握するとともに、オフィスアワー(週2コマ)の実施を徹底するなど必要に応じて個別相談を行い、学生に変化が生じた際の早期対応に努める。

(ウ) 課外活動支援

学生に対する表彰制度(課外活動表彰制度)や奨励金制度(夢チャレンジ制度)を設け、課外活動等で顕著な成績成果を上げた学生、社会に貢献した学生を表彰し、意欲の高い学生の活動を支援する。

(エ) 卒業生アンケートの実施

教育内容や学生支援等の改善に活かすため、学生アンケートやキャンパスミーティングを実施する。また、同窓会と連携し、卒業生からの意見聴取(アンケート等)を行う。

(カ) 学生支援の充実による退学率の減少

各学部において学生支援検討会を定期的で開催し、学生の単位取得状況、出席状況、及び動向を把握するとともに、それぞれの学生の状況に応じた学習・生活支援について検討する。

イ 経済的支援

経済支援制度・奨学金を早期に確立するため、他の公立大学の取り組み状況を調査する。

ウ 障がいのある学生支援

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう、「障がいのある学生との懇談会」を年2回開催し、支援内容や施設設備(バリアフリー)に対しての意見や要望を吸い上げ、学生支援体制の充実を図る。

エ 就職支援

(ア) 就職指導體制の整備

低学年からのキャリア教育を充実させるため、企業・組織・地域社会の課題発見・問題解決型のゼミナールやプロジェクトを推進する。

学生の職業観を低学年から段階的に養成するキャリア教育(職業観養成 科目)、キャリアディ

ベロップメントプログラム(採用試験・検定試験対策講座)、及び就職活動支援イベント(ガイダンス、ゼミナール、研究セミナー)を整備する。また、これらの就職活動支援を実施する上で企業・組織との連携を強化する。

中期計画で挙げた具体的事項を初年度から実施する。

- 1) 低学年からの企業・組織・地域社会の課題発見・問題解決型のゼミナールやプロジェクトを推進する。
- 2) 1・2年次を対象にキャリアガイダンスを実施し、キャリア意識の醸成を図る。
- 3) これまでの受け入れ企業・組織との連携を強化し、今後も確実にインターンシップが実施できるよう協定を結べるよう準備する。
- 4) 学生支援センター、大学教育センター及びキャリアサポートセンターが連携して低学年から着実に単位修得できるような支援体制を整備する。
- 5) 学生が進路を選択・開拓する上で有用な就職活動ガイダンス・就職活動ゼミナール(採用担当者・実務家の招聘による職業観の養成、業界・企業・事業・仕事の理解、コミュニケーション能力やマナーの涵養、自己紹介書の作成支援、面談練習支援)を行う。
- 6) 上田地域定住自立圏域をはじめとする県内の企業・組織を招聘した合同企業説明会(業界・仕事研究セミナー)及び個別企業説明会を実施する。
- 7) 学生の大学院(修士課程)進学に向けたアドバイザー教員による研究計画策定支援、口頭試問対策支援及び専門試験対策支援を行う。
- 8) アドバイザー教員及びキャリアカウンセラーによる学生の就職・進路にかかる状況把握と相談支援の一層の強化を図る。

(イ) 企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

地元企業・組織でのインターンシップや実習等の就業体験の機会・内容を拡充し、学生の業界や企業、事業及び仕事などへの理解を深めるとともに、学生が地元で生きることを実感できるように支援する。

地元企業を知るための機会を特に多く設定する。具体的には、地元企業の社長との懇談や、地元企業の「会社説明会」の開催等を実施する。

(ウ) 企業・組織等アンケートの実施

教育内容の改善に役立てるため、企業・組織等に対し、本学卒業生の印象、本学に求めるものなどについてアンケート調査を行う。

学生支援に関する指標

- ◇ 就職決定率(就職者数÷就職希望者数×100)： 95%以上
- ◇ 卒業生に対する就職者・進学者の割合((就職者数+進学者数)÷卒業生数×100)： 85%以上を目標とする。
- ◇ その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し、学生支援の方策の有効性を評価する。毎年度、各指標の結果を分析し、翌年度の年次計画に改善策を盛り込む。
 - 退学率(年間退学者数÷在学者数×100)
 - 地域内就職率(地域内就職者数÷就職数×100)

(4) 学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

学部の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確に位置づけ、これに合致する高い目標をもって、勉学に取り組む意欲ある学生を獲得する。

環境ツーリズム・企業情報両学部の募集定員をそれぞれ95名に増員する。

イ 入学者選抜

平成30年度入学者選抜は、AO・推薦・一般(前期・中期)・社会人・留学生の各種入試を実施する。なお、推薦入試には、定住自立圏域優先枠及び県内高校在籍者優先枠を設ける。また、適切な地方入学試験会場を設定し、加えて、志願者の出願時の利便性を図るため、Web出願を取り入れる。

また、学部の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)などを記載した、入学者選抜要項を配布し、受験生が理解し、目的意識をもって志願できるように努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

地域住民や企業、行政、NPO等と連携し、本学教員を中核とした地域協働による共同研究等を推進する(3件以上)。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

研究活動の活性化と研究成果を地域への浸透させるため、教員の研究活動や研究成果、論文等の実績を、ホームページ等を通じて発信する。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

「科学研究費補助金」等競争的外部資金の新規申請率を向上させるため、外部研究資金の募集情報を積極的に収集し、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行う。

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底

新任教員への説明会の開催などを通じて、文部科学省が示す「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守し、学内の公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底を図る。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 「地域づくり総合センター」の創設と「地域課題の解決システム」の構築

大学の地域貢献活動の総合窓口としての機能を果たすとともに、市への政策提言を行うなど政策課題の解決に協力するため、「地域づくり総合センター」を創設する。また、当該センターが有機的に機能するために、理事長及び学長のリーダーシップのもと、地域の課題解決に取り組む体制構築に向けた検討に着手する。

これに加え、「地域づくり総合センター」に「産学官地域連携会議」を設置し、地域の課題の特定や、解決の方向性の検討に着手する。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

市民サービスの充実を図るため、授業の一般開放等を充実させ、さらに、他大学や地域等と連携し、次の各種講座を開催する。

- ・連続講座(長野大学) 5講座
- ・坂城町講座(BIプラザ) 10講座
- ・市民向け講座(まちなかキャンパスうえだ)4大学20講座

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

ア 「地域を担う若者」の受け入れ

地元学生の進学機会の確保を図るため、推薦入試の募集人員に長野県及び上田地域定住自立圏域内出身者の優先枠(定員の約60%)を設ける。

イ 「地域で活躍する人材育成」の仕組み

対話的討論を基本とした少人数講義「現代社会の私たち」の開講や1年次からゼミナールを展開することにより、自身が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成する。また、地域や組織のなかで、リーダーシップが発揮できる高い専門性と問題解決能力を持った人材を育成するため、学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた専門教育を展開する。

これに加え、地域課題の解決に役立つ多面的・総合的な知識を共に創ることができる力を育成するため、専門ゼミナールなどにおいて、地域や企業、組織の課題解決活動に取り組む。

ウ 「地域の企業・組織に送り出す」仕組み

地域社会の人材ニーズを教育活動に反映するため、地域社会や企業・組織で必要とされる知識・能力・姿勢を把握できる仕組みの構築に向けた検討を行う。

地域の企業・組織の魅力や理解を深める合同企業説明会を開催し、地元企業・組織就職に取り組む。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

従来の協定校に対し、高校と大学がそれぞれの教育資源を活用した教育に取り組める内容に見直し、協定を締結する。

中学校・小学校の総合学習等の協働実施に向け、関係機関との調整を図る。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

地元企業や組織(社会福祉法人等)のニーズと、大学のシーズのマッチングを図るため、教育・研究活動等状況に関する情報(教員の教育・研究活動などの取組)を教員業績データベースにより発信し、受託研究等の促進を図る。

イ 地方自治体等との連携

地方自治体、特に上田市との連携強化に取り組むため、実効性のある協定を締結し、地域振興の促進、教育研究の充実を図る。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

留学生を地域企業・組織に送り出す仕組みの構築に向け、海外の人材ニーズを把握するため、企業・組織訪問や「合同企業説明会」、「福祉の職場説明会」においてアンケート等を実施する。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成(海外研修・留学の推進)

地域産業の国際化に寄与するため、海外の大学との新たな学術交流協定の締結に向け、必要

な情報を収集し、検討する。

従来の海外協定校については、学生の受け入れ内容(協定校入試の実施)を双方で協議したうえで、締結を行う。

国際社会で活躍できる人材を育成するため、本学における国際教養の方針の策定に向けた検討を行うと共に、「外国語教育(英語、中国語)」の教育内容やクラス編成(レベル)を見直すなど、強化に向けた検討を行う。また、異文化理解・国際理解を目的とした、海外学術交流協定大学等での学習プログラム(2~3週間)「海外研修」を積極的に促す。

(2) 留学生への支援体制の充実

留学生が不安なく学生生活を送れるよう、学修環境や就職、進学、在留資格認定証明書交付申請等の支援を、国際交流に関する専任スタッフを配置し行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

法人の業務を円滑に処理するため、学内理事による学内理事会を行うなど、迅速な意思決定に繋げる。

創立100年を視野に入れた大学ビジョン、グランドデザインを実現するために、教職協働で取り組むことのできる組織風土を確立する。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

理事会を月1回開催し、監事にも出席を求め、適正な法人運営を担保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

学内ワーキングチームを設置し、学部・学科編成を見直し、必要に応じて設置準備に着手する。

(2) 大学院設置の検討

学内ワーキングチームを設置し、大学院構想を検討し、必要に応じて設置準備に着手する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

特任教員等の任用制度を導入する。

裁量労働制の導入に向け、組合と協議を開始する。

(2) 教員業績評価制度の構築

開学後、速やかに教育・研究の促進を目的とした、多面的な視点による新たな教員業績評価制度を検討する。

また、平成31年度から教員業績評価の結果を研究費の増額やサバティカル制度の活用等に反映させるなど、インセンティブが働く仕組みを構築するため、その検討に着手する。

(3) 職員の資質向上に関する取組

公立大学協会主催研修会への参加について研修計画を策定し、10名以上の職員を派遣し、公立大学制度の基本的な事項に関する知識の修得と、公立大学法人の職員としての自覚を喚起する。

また、過去の研修参加実績等を考慮しながら、職員の研修会への派遣を計画的に実施し、能力開発を図る。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

新たに導入する人事給与システム、会計システムを有効に活用することにより、業務の効率化を進めるとともに、仕事における透明性と正確性を担保する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

ア 学部・学科再編の検討

志願状況、入学者の成績の追跡調査を実施し、分析した結果を全学で共有する。また、地元高校、地域産業界からの要望を集約するとともに、カリキュラム編成の見直しに着手する。

イ 適正な入学定員の見直し

平成30年度募集入試から環境ツーリズム学部及び企業情報学部の入学定員を75名から95名に増員する。

また、定員増に伴う新たなコース設定に向け、検討を行う。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

ホームページや大学案内、進学業者の媒体などで、大学の特徴や学びの内容の周知を図る。

オープンキャンパス、進学相談会の参加ほか、志願者分析による対象地域高校等への高校訪問や教員対象説明会を開催する。また、地元校長会・教頭会に参加し、情報交換を行う。

長野大学の特徴など、どの程度訴求できたかなどを確認するためアンケートを実施する。

平成30年度入試では、志願者については、公立大学の平均志願倍率(一般入試5倍程度)を目指し、また、入学者については、各学部で確実に入学定員を充足させる。

イ 大学広報

【大学広報】

地域における教育研究活動の浸透と大学のブランドイメージの向上を図るため、報道機関への情報提供(プレスリリース)を積極的に行う。

【地域への情報発信】

大学の運営状況や教育研究活動の状況など、ホームページ等で積極的に公開するとともに、設置者である上田市及び市議会に随時運営状況を報告する。

【シンボルマーク等の策定】

新たな大学の理念、ビジョン、校歌、校章、シンボルマークなどの新規制定について検討する。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 地元企業や団体、個人への寄付金募集に関する手続きについて検討に着手する。

(2) 科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金獲得を図るため、外部資金等の募集情報を積極的に収集、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行う。

(3) 入学定員については、環境ツーリズム学部・企業情報学部をそれぞれ95名に増員する。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

(1) 契約に関しては、入札制度など競争原理を働かせ、制度を規定化する。

LEDなどの環境負荷低減と節減効果が見込める機器の導入のほか、節電節水など光熱水費等の節減を行う。

(2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

入学定員の見直し、学部・学科再編等をにらみ、計画実現に向けた人員確保のための中長期的な人事計画を策定する。

なお、定員増にともなう措置として、平成30年度の教員数を59名とする。

総合戦略室を設け、外部から人材を登用するなど人員体制を整備する。

イ 人件費の抑制

教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、非常勤教員も含めた人員配置等の見直しに向け、学内関係機関との検討に着手する。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 安全かつ効果的な資産の運用

資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

(2) 地域への施設開放

大学施設の地域開放(貸出)を行う。貸出を行う前提として、適切利用料金を設定した「貸付規程」を制定する。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

教育研究審議会を中心に大学の自己点検・評価体制の検討を行う。

(2) 外部評価の活用

平成27年度の認証評価の結果をふまえ、指摘事項の改善を行う。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

法令上公表が定められている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動等について、ホームページ等を通じて積極的に公表する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

教職員一人ひとりが誠実かつ公正に諸活動を展開するため、教職員行動規範(仮称)を策定する。

2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の効率的な維持管理を行い、教育研究環境の整備に努める。

(2) 施設設備については、学部・学科の改編や大学院の設置を視野に入れ、中長期的な整備計画の策定に着手する。

(3) 事務系システムにおいては、導入後6年が経過しているため、セキュリティポリシーを踏まえて、適切に更新を行う。

(4) 学校法人からの寄付金を基金として、教育研究環境の整備を計画的に進められるように、準備を進める。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 適切なリスク管理を行うため、災害等不測の事態に適切に対応できるよう、防災訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルを更新する。
- (4) 安全衛生管理やセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等を防止するための研修等を実施する。
- (5) 教職員の健康管理を適切に行うため、定期健康診断、ストレスチェック等を実施する。

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

LEDなどの環境負荷低減と節減効果が見込める機器の導入のほか、節電節水など光熱水費等の節減等により省エネルギー、省資源化に取り組む。

第7 予算

1 予算（平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	288
自己収入	1,047
授業料等及び入学検定料収入	1,014
雑収入	33
受託研究等収入	23
寄付金収入	4
合 計	1,362
支出	
業務費	1,339
教育研究経費	349
人件費	863
一般管理費	127
受託研究費等	23
運営調整積立金	0
合 計	1,362

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

(1) 運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市に対する普通交付税に導入される「基準財政需要額単位費用(平成 28 年度の数値から毎年 2.5%の減額を想定)×5 月 1 日現在の学生数」により計算した。ただし、各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

(2) 授業料等及び入学検定料収入

授業料については、平成 29 年 5 月 1 日現在の学生数を基に積算し、入学検定料については 381 名(福祉学部は 1.1 倍、環境ツーリズム、企業情報学部は 1.03 倍【編入学を含む】)で積算。

(3) 雑収入

学校法人長野学園の実績を基に積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

文部科学省(COC 等)、その他の省庁・地方自治体などの「競争的資金」や、共同研究・受託研究等の採択数および見込件数を見直し積算。

(5) 教育研究経費及び一般管理費

当初予算における各業務経費について、補正予算方針における重点補正方針をふまえて事業の業務費を見直し積算。

(6) 人件費

すでに支給された平成 29 年 5 月給与額を基に、再積算するとともに、社会保険料についても、平成 29 年度の保険料率(健康保険:協会けんぽ、年金:団体共済部、厚生年金)により再積算。併せて、育児休業取得者の代替者としての臨時職員採用のための予算を計上。

(7) 運営調整積立金

積立なし。

第 8 短期借入金の限度額

1 限度額

2 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 9 重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第 11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設・設備計画については、平成 30 年度を目途に策定する。その他については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

第 1 2 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取り組みを行う。

第 1 3 積立金の使途

なし

第 1 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし